

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（安西）

乙第43号証を示す

この陳述書はあなたが内容を確認したうえで、署名、押印されたものに間違いありませんね。

はい。

この陳述書の内容について訂正すること等ございませんね。

はい。

証人のご経歴、それからご担当の職務はこの陳述書に書いてあるとおり間違いありませんね。

はい。

これから、[REDACTED]における住基ネットのことについて伺って行きますけれども、まず、[REDACTED]においては陳述書に添付してある[REDACTED]住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領、それから[REDACTED]住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書というものが定められているんですね。

はい。

これらの規程というのは住基ネットに関係する職員の方には周知されていますか。

はい。

あなたはこれらの規程に定めてある何らかの役職に就いておられますか。

はい。

なんていう役職でしょうか。

主任操作者です。

管理運用要領の第8条に主任操作者という規定がありますけれども、ここに書いてある主任操作者ですね。

はい。

住基ネットを導入する際、[REDACTED]において関係職員に対する研修を行うを行われましたか。

はい。

どこが主催する研修でしたか。

ラスデック、大阪府等です。

その内容は、どういったものでしたか。

法令に関するものとか、操作、運用に関するもの等です。

住基ネットの導入後、関係職員に対する研修が行われていますか。

はい。

それは、どこが主催する研修でしょうか。

[REDACTED]です、主に。

その内容は、どういったものですか。

特に個人情報の保護とか、操作研修です。

今おっしゃった個人情報の保護という点について、もう少し詳しく教えていただけますか。

むやみやたらに検索しないこととか、主にそれですね。やたらめったら必要なときに操作しない。むやみやたらに必要なないものに対してシステム操作をしないということが一番大きなことです。

その住基ネット導入後の[REDACTED]内部の研修というのは、どれくらいの頻度で行われているんでしょうか。

新任の担当者が来たときが、必ずやらないといけないんで、そのときにはほかの人も若干入ったりもします。

研修に参加できない職員の方もおられると思うんですけども、それの方についても研修内容は共有されるようにしていますか。

はい。

次に重要機能室のことについて伺います。[REDACTED]では重要機能室を設置していますか。

はい。

重要機能室はどこに設置していますか。

それはセキュリティ上、ちょっと申し上げられません。

重要機能室について、入退室の管理は行われていますか。

はい。

重要機能室の入退室管理はあなたのご担当でしょうか。

いいえ。

どちらのご担当になるんでしょうか。

情報政策課が担当部署です。

重要機能室というのは施錠されていますか。

はい。

鍵は、どちらで管理しておられるんでしょうか。

先ほど申しました情報政策課です。

鍵を、どこに保管しているかご存じですか。

いいえ。

重要機能室に、いつ、だれが入ったかというのは記録されていますか
記録されてると聞いております。

あなたは担当でないので、それ以上の詳細はご存じないということですね。

はい。

住基ネットのコミュニケーションサーバ、CSと呼ばれるものですが
ども、これは重要機能室の中に設置されているんですね。

はい。

重要機能室の中にむき出しで置いてあるんでしょうか。

いいえ。

むき出しへはいというと、具体的にはどのように置いてあるんでしょうか。

施錠されるラックの中に格納されます。

そのラックというのは施錠されているんですね。

はい。

鍵は、どなたが管理しておられますか。

セキュリティ責任者です。

具体的には、どちらにあるんでしょうか。

具体的といいますと、その鍵の置いてあるとこ。

はい。ラックの鍵のセキュリティ責任者というのは。

施錠されたところに格納してます。

それを管理の責任者は主任、課長ということでよろしいですかね。

はい。

CSはパスワードを入力しないと起動できないようになっていますね。

はい。

CSのパスワードは、どなたが設定しておられますか。

私どもです。私どもが作ったものをベンダーが設定しました。

CSのパスワードについて、どういったものでなければならないとい

ったルールは定めていますか。

はい。

そのルールの内容は、どういったものですか。

桁数を長く、それと英数文字、普通の人には分からぬよう組み合わせにしていくと。

それ以上のこととは言えないということですかね。

はい。

CSはパスワードの入力のほかに、操作者識別カードを挿入しないと起動できないようになっていますね。

はい。

CSの操作者識別カードは、どこに保管していますか。

施錠できるところです。

それ以上の詳細は言えないということですか。

はい。

CSの操作者識別カードというのは挿しっぱなしではなくて、使用するときだけ挿入するようにしていますね。

はい。

次にCS端末のことについて伺いますけれども、CS端末はパスワードを入力しないと起動はできないようになっていますね。

はい。

CS端末のパスワードは、どなたが設定していますか。

本体は私どもです。

では、使うときのパスワードは、どうなんでしょうか。

担当者それが設定します。

担当者とおっしゃったのは。

その使用を許された者です。

職員ですね。

はい。

その後者のパスワードについて、どういったものでなければならぬという基準は定めていますか。

一定の桁数以上ということで、できるだけ本人しか分からぬようなものを入れる。だれにでも打ち破れるようなものは入れないように。

それ以上の詳細は言えないということですね。

はい。

C S 端末のパスワードは各職員、操作する職員個人しか知り得ないようになっているんですか。

はい。

C S 端末のパスワードの入力のほかに操作者識別カードを挿入しないと起動できないようになっていますね。

はい。

C S 端末の操作者識別カードはそれぞれの職員ごとに担当業務に必要な操作権限だけ付与されていますかね。

はい。

C S 端末の操作者識別カードは、どちらに保管していますか。

施錠できるところです。

それ以上の詳細は言えないということですか。

はい。

C S 端末の操作者識別カードも C S 端末を使用するときだけ挿入するようにしていますね。

はい。

職員が操作者識別カードを挿しっぱなしで席を離れるようなことはありませんね。

はい。

C S について本人確認情報やシステムの情報のバックアップは取っておられますか。

はい。

バックアップは、いつ取っておられますか。

毎日です。

そのバックアップデータは、何に記録していますか。

磁気媒体です。

磁気媒体というのは具体的には何でしょうか。

取り外しできる磁気ディスクですから、何々ていうのを言っちゃうと、また保管しているのはこの辺だろうと分かるんで、あんまり詳細はお答えできません。

その磁気媒体とお聞きしますけれども、それは、どこに保管しておら

れるんでしょうか。

施錠できるところです。

それ以上は言えないということですか。

はい。

C S にはウィルス対策ソフトをインストールしていますか。

はい。

C S 端末には、どうでしょうか。

してます。

それらについてのウィルスパターンファイルの適用というのは定期的に行っておられますか。

はい。

C S には、住基システムや、今おっしゃったウィルス対策ソフト以外のアプリケーションというものはインストールされていますか。

いいえ。

C S 端末にはそれ以外のアプリケーションはインストールされていますか。

いいえ。

住基ネットに関するシステムの保守、運用について業者、いわゆるベンダーに対して業務委託を行っておられますか。

はい。

業務の再委託は行っておられますか。

はい。

再々委託は行っておられますか。

いいえ。

再委託について伺いますけれども、その再委託というのは、直接の委託先の業者が [] に断りなく行うことができるんでしょうか。

いいえ。

というと、どう言った手順を踏むことが必要なんですか。

事前に承認を得るべく、だれそれを再委託させてくださいとうて來るので、それに対して、こちらがそれが適当と認めた場合は承諾する。

委託した作業が行われる際に業者のだれが来たかというのを確認しておられますか。

はい。

どういった方法で確認しておられますか。

社印、名札です。

その作業の際に、だれが来たかというような記録はされていますか。

はい。

委託作業が行われる際には■■■の職員の方は立ち会っておられますか。

はい。

次にCSとCS端末、それからインターネットとの間で相互に接続することは可能でしょうか。

いいえ。

それはなぜですか。

別ネットが構成されていますし、ソフトが入ってません。

最後にお伺いしますけれども、住基ネットの稼動後、今までの間に■■■の保有する本人確認情報について漏洩だとか、改ざんだとか、具体的な危険が生じたことはありますか。

いいえ。

原告代理人（掛樋）

先ほど主尋問で■■■さんの役職等について聞かれていましたけれども、■■■さんご自身はコンピューターのシステムに関する部署というのは現在の部署が初めてではないんですか。

はい。

初めてではない。

はい。

以前、具体的にどういうふうなコンピューターを触る仕事をされてたということでしょうか。

大型汎用コンピューターを昔扱ってました。

大型汎用コンピューターっていうのは現在住基ネットに使われているコンピューターと同じものなんでしょうか。

中央処理装置と言われるところが基本的には同じですけど、運用の仕方とかはかなり隔たりがあります。

そうすると、大型のそのコンピューターを使う部門におられたからと言って、住基ネットを使っておられるコンピューターのセキュリティー等

について分かっておられるとは限らないんじゃないんですか。

大型の時代から小型に入るときも数年いてましたので、その辺は一般の人よりはよく分かってるつもりです。

住基ネットの端末とか、CSに触るのは■■■さんだけなんですか。

いいえ。

ほかの職員の方も触れるということでしょうか。

端末は、操作者権限がある人は、その操作については許されますから私だけではないです。

ほかの職員で住基ネットに関与する職員の方すべての方が■■■さんと同じぐらいにコンピューターのセキュリティについては分かっておられるんですか。

いいえ。管理運用を担当してんのは私ともう1人だけです。あとは、本当の、なんというんですかね、末端の操作員です。

乙第5号証の1の第3の(2)エを示す

乙5号証の1というのは総務省告示第三百三十四号から始まる文書ですけれども、こちら「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」と記載されていますけれども、以後ですね、簡単にセキュリティ基準というふうに述べます。先ほど8頁の(2)エというところなんですけれども、こちらにですね、「電子計算室及び磁気ディスク等保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とすること。」というふうに書かれていますけれども、これが先ほどおっしゃった重要機能室というものに当たるんでしょうか。

はい。

乙第16号証を示す

こちらは「住基ネットの個人情報保護対策」というタイトルがついている書類で、その後ろのほうに「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票による点検結果集計表」というのが載っていますけれども、こちらも以後簡単にチェックリストと呼びます。そちらの、下のほうに5と書いてあるところで、「6-1」という項目があるんですけども、「電子計算機及び磁気ディスク等を専用の部屋に設置している」ということが記載されていますけれども、こちらの専用の部屋、重要機能室に■■■で

はCSサーバを設置しておられるということでいいんでしょうか。

はい。

重要機能室へのCSサーバの設置が必要とされるという理由というものは、どの辺にあるんですか。

むやみやたらに関係のない人間が、機器操作等をできないように隔離します。

乙第5号証の1の11項目の第4の(1)を示す

こちらは「住民基本台帳ネットワークシステムの管理」「入退室管理」「入室資格の付与」ということですけれども、重要機能室に入退室する人について入退室の管理を適切に行なうことが要求されてますが、それでよろしいんでしょうか。

はい。

乙第16号証のチェックリストの5項目を示す

そこに「7-5」というチェック項目があるんですが、そちらに「入退室を記録している」というチェックリストの項目があるんですが、重要機能室へ入退室者の記録がセキュリティ基準とそれからチェックリスト上要求されているということでおよろしいんでしょうか。

はい。

甲第36号証の16の1および2を示す

タイトルが「入退室管理簿」となっている書証ですけれども、こちらですね、日付と入室時刻、退室時刻、で名前と所属、これは会社名だと思いますけれども、あと入室目的というものが記載されていますね。

はい。

ここへ業者が入った時間ですとか、目的を記載することによって委託業者の入退室管理をしておられるということになるんでしょうか。

はい。

現在もこういう形で入退室管理をしておられるということですか。

現在は■■■の場合は違います。

違う形でやっておられる。

はい。

先ほどカードを使っておられるということを言っておられたかと思うんですけども、それで、やっておられるということですか。入退室のログを取っておられるということですけれども、それはこの入退室

管理簿という形で記録を取っておられるというわけではないんですか。

このかっこうは、その仕組ができた部屋に入れたときに、これは終わりました。現在は機械上の、システム上の中でのログ取得になってます。

こちら入退室管理簿ですけれども、36の16の1、右肩にですね、「2004年度(05/01)」、で、36の16の2のほうが右肩に「2004年度(05/02)」という記載があるんですけれども、こちら2005年の1月と2005年の2月という趣旨でよろしいんでしょうか。

そうです。

そうすると、これ以前、当然入退室の管理が必要とされてたと思うんですが、例えば平成16年12月であるとか、平成16年11月、それ以前には入退室管理簿は作っておられなかつたんじゃないですか。

ええ、このかっこうのものは作っておりません。

甲第36号証の16の1、それから16の2には所属として、例えば「■■■」とか「■■■」というふうな記載がありますけれども、これは委託先の業者もしくは再委託先の業者ということでおよろしいんでしょうか。

はい。

ここに、そうすると、職員の方の入退室の記録というのが載っているんですか。

いいえ。

ほかに平成17年1月であるとか、2月に職員の方の入退室の記録というものは取っておられたんでしょうか。

いいえ。

甲第36号証の19を示す

こちら■■■市議会の会議録なんですが、そちらの3項目を見てください。その真ん中辺りにですね、「8番(■■■議員)」の質問の項目があるんですが、分かりますでしょうか。

はい。

その4段落目、「ところが、先日」というところから始まる段落があるんですけども、そこでは「住基ネットサーバのある部屋の入退室管理状況を確かめるために、入退室管理簿あるいは作業日報を求める」とあります。

たところ、その時々の作業記録はなく、委託先業者がつくったという運用作業一覧表しかありませんでした。これでは情報セキュリティポリシーを遵守しているとは言えない」というふうな質問が行われているのはお分かりでしょうか。

はい。

平成17年1月から、入退室管理簿を作つておられたということですけれども、それはこの平成16年12月の議会の質問を受けて作られたということになるんでしょうか。

はい、そのとおりです。

乙第5号証の1の22頁目を示す

こちら、委託に関する場合の措置について「10」というところで定められているんですけども、その(1)ですね、「住民基本台帳ネットワークシステムの開発、変更等について、委託を行う場合は、委託先事業者の社会的信用と能力を確認すること。」とありますて、続いて(2)で、「委託先事業者等に対する監督」として、「委託先事業者等に対しては、セキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。」と規定されていますけれども、この規定についてはご存じだったでしょうか。

はい。

乙第16号証のチェックリストの6頁目を示す

「15-1」、「15-2」というところが6頁目にあるんですが、まず「15-1」では、チェックリストでは、「担当職員がセキュリティ設定の内容を把握している」ということを要求していますね。

はい。

「15-2」のほうでは、「委託業者が行ったセキュリティに関する設定内容が適切か職員が確認している」というふうに規定されていますけれども、ここでいう職員というのは■でいうと■さんに当たるということでよろしいんでしょうか。

このときの確認したのは私です。

委託業者のしたセキュリティ設定について■さんは確認されておられるんでしょうか。

はい。ほぼ。

確認しておられる。

はい。

乙第5号証の1の13頁目を示す

第4の3の(2)というところなんですかけども、「ファイアウォールによる通信制御」という項目がございますけれども、こちらでファイアウォールによる通信の制御が求められているということでいいんでしょうか。

はい。

そうするとファイアウォールでは、例えば、何番のポートを開けるとか、どういう通信を許可して、どういう通信は許可しないというような設定が必要になるということになるんでしょうか。

はい。

■では、その設定は■さんご自身がされているんですか。

いいえ。

だれがやっているんでしょうか。

これはベンダーさんにお願いしました。

ベンダーさんというのは委託先の業者さんということでしょうか。

そうです。

その業者が設定している何番のポートを開けたとか、どういう通信を許可する設定にしたということを■さんご自身は確認はされているんでしょうか。

ええ、確認はしました。

先ほどですね、主尋問で再委託はされているというふうにおっしゃつておられましたね。

はい。

再委託について■と委託業者の間の委託契約書上では、どのように定められているかをご存じですか。

再委託は一般的には禁止しますけど、必要なときがあれば許可を与えて、オッケー、承諾をするというかっこうになってます。

乙第5号証の1の22頁目を示す

左肩の番号でいうと、「10」の(3)というところには、「再委託の制限等」という項目がありますて、再委託の場合には「事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者等と取り交わすこと。」というふ

うに求められているわけですね。

はい。

乙第16号証のチェックリストの9項目を示す

チェックリストの「39-1」と「39-2」という項目を見ていただきたいんですが、「39-1」では「再委託を制限している」ということがありまして、「39-2」では「再委託時に事前申請及び承認を行っている」という項目がありますね。

はい。

これを一応遵守しておられるということになるんでしょうか。

はい。

甲第36号証の3を示す

タイトルが「再委託申請書」というふうになっています。平成16年4月1日付けの再委託申請書というものですけれども、これは委託先の会社から[REDACTED]に対して再委託を行いたいという旨の申請が出されたものだということでしょうか。

はい。

甲第36号証の4を示す

こちら同じ平成16年4月1日付けの再委託承認書ですけれども、こちらは、先ほどの再委託の申請に対して[REDACTED]のほうで再委託を承認したという書類でよろしいんでしょうか。

はい。

36号証の3と、36号証の4は今見ていただいたとおり平成16年4月1日付けですね、いずれのほうも。

はい。

そうすると、これ平成15年4月1日付けの再委託申請書ですか、再委託承認書というものは存在するんでしょうか。

私の辺は直接の担当じゃなかったんでちょっと分からないです。

こちらのほうですね、住基ネット稼動後の再委託申請書とか、再委託承認書について情報公開を求めたところ、出てきた書類が甲36号証の3と甲36号証の4だけだったんですけれども、ほかの年度について再委託申請書ですか、再委託承認書があれば、出しておられたんじゃないんでしょうか。

そうですね。だから、なかったものと思います。

そうすると、平成15年4月1日、平成15年度では再委託は行われていなかつたということでしょうか。

その辺も私運用に特化してたんで、ちょっとその辺の詳しいところは分からないです。

甲第36号証の5を示す

平成16年12月24日付けの謝罪文という文書なんですけれども、こちらですね、作成者である株式会社[REDACTED]というのは[REDACTED]との間で委託契約を結んでいる会社ということで間違いないでしようか。

はい。

そちらが出したものですが、内容としては「私は、[REDACTED]殿から指摘のありました平成15年度『住民基本台帳ネットワークシステムの構築委託契約』の履行にあたり、再委託申請を行わずに『株式会社[REDACTED]』に業務を行わせたことにつきましてはご指摘のとおりでございました。ここにご報告申し上げると共にお詫び申し上げます。」という内容の文書なんですけれども、こちらは委託先である株式会社[REDACTED]が事前の承諾なしに株式会社[REDACTED]に再委託の契約をしていったという趣旨で出された謝罪文ではないんですか。

うん。これを読む限り、そうですし、そうであれば存在しなかったということが事実だということです。

この36号証の5が提出された平成16年12月24日より以前にですね、大阪の堺市でやはり富士通が事前の承諾を得ずに関連会社に再委託をしていたことがマスコミなんかでも取り上げられて話題となつたことというのはご存じでしょうか。

はい。

先ほど見ていただきました平成16年4月1日付けの再委託申請書と再委託承認書ですけれども、こちらは堺市の件がマスコミで騒がれることになったことがきっかけで[REDACTED]でもこのような事前の承認書を取られるようになったというふうなことではないんですか。

ごめんなさい。私本当に契約のほうはあまり分からんんですけど、推測でものを申し上げられないんで。

■のほうで事前の承認書を取ったりとか、承諾書を出すようになったのは堺市の件がマスコミで騒がれることになったことがきっかけではないんですかという質問について、分かるんであれば、お答えいただいて、分からなんであれば、分からないとお答えください。

堺市ののがきっかけだったと個人的には思いますけど、それ以外にもやっぱしセキュリティを上げて行かないといけない、きっちりした明文化のものはきっちりして行かないといけないというのが元々あるんですよ。やっぱし、その辺から出たもので、堺市が直接の起因になったんじゃないと思いますけど、はずみに、何個か集まってきたんで早いめにやらないといけないというのがあったと思います。

原告代理人（坂本）

先ほど主尋問の中で、CS住基のコミュニケーションサーバにウィルス対策ソフトを導入していると、こういうことでしたよね。

はい。

ウィルス対策ソフトには最新のパターンファイルの適用を定期的にしていますと、こういうことでしたよね。

はい。

ウィルス対策ソフトというのは新種のウィルスが現れたときには、その新種のウィルスが、どんなウィルスかというのを適用してあげないと排除してくれないので、そういう新種のウィルスに対応するために最新のパターンファイルを適用しないといけないと、こういうことですよね。

はい。

それ以外に、いわゆるパッチを当てる必要もあると思うんですけど、それは当てていますか。

はい。

CSに対して最新のパターンファイルを適用する、あるいはマイクロソフト社が発表したセキュリティホールに対してパッチを当てる、そういう対策は各市町村が独自の判断でするんですか。それとも、ラスデックから指示があるてするんですか。どっちですか。

ラスデックからの指示で行います。動作確認しないといけないんで。

そうすると、ラスデックのほうから定期的に「最新のウィルスパターンファイルです。これを適用してください」こういう指示、あるいは「新たに発見されたセキュリティホールに適用すべきパッチファイルです。これを適用してください」こういう指示が定期的にあるわけですか。

はい。

ウィルス対策ソフトに最新のパターンファイルを適用するためにはパターンファイルをだれか作らないかんですよね。

はい。

それはラスデックが自分で作ってるわけじゃないですよね。

ええ。

ウィルス対策ソフトを作っているメーカーが「これが最新のパターンファイルです」というて発表したものをラスデックにおいて動作確認をして、配布するんですよね。

はい。

そうしますと、ウィルス対策ソフトを作っている会社が最新のパターンファイルを発表してから、その日のうちにラスデックから各市町村にも配布があるのか。それともウィルス対策ソフトのメーカーがパターンファイルを発表してから何日か、あるいは何週間か、置いた後になって、ラスデックから配布されるんでしょうか。どっちですか。

何日かのタイムラグはあります。

そうしますと、メーカーとしては、もうすぐに適用すべきだということで発表した最新のウィルスパターンファイルが各市町村のCSに適用されるのは何日かの時差があると、こういうことになりますよね。

はい。

そうすると、その何日間かの間は、その新種のウィルスに対しては、CSのウィルス対策ソフトは排除できない。こういうことになりますよね。

ただ、住基ネットのシステムはむき出しじゃありませんから、最新のパターンファイルが当たってるとこのある、なんていうか、もうちょっと下層というか、奥にありますから、特にすぐに当たないといけないということはないと思います。

そこは、また、取りあえず置くとしてですけれど、何日か差があると

いうことは間違いないですね。

はい。

セキュリティパッチのほうもなんですかけれど、CSに採用されているOSはウインドウズであるという有名な話なんですかけれど、マイクロソフト社はときどき「セキュリティホールが発見されました。このパッチを当ててください。」ということをインターネット上で発表しますよね。

はい。

緊急とかいうて、何段階かに分けて発表しますよね。

はい。

それを見て、ラスデックのほうでセキュリティパッチがこの住基ネットに適用しても大丈夫かどうか、動作確認をしたうえで、各市町村に配布するんだと思うんですけれど、マイクロソフト社が「セキュリティパッチを当ててください。緊急です。」という発表をした、その日のうちにラスデックからはセキュリティパッチの配布があるんでしょうか。

いいえ。

これも何日か間が開くんでしょうね。

はい。

重要機能室への入退室管理者は記録していますと、こういうふうに主尋問でお答えになりましたよね。

はい。

それは、今は記録しているけれど、平成16年12月までは記録しておらなかった。こういうことでいいですか。

はい、書類では残ってません。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）

実際の業務でCS端末を操作するのにですね、コンピューターの技術上非常に高度の技術が必要なんでしょうか。

いいえ。

乙第16号証のチェックリストを示す

乙16号証のチェックリストを度々聞かれていましたが、チェックリストの項目の設定これ自体は検査すべきものを項目に挙げているとい

うことによろしいですか。

はい。

適切な項目は設定されているんですね。

はい。

重要機能室の入退室管理をちょっと聞かれておられましたけれども、現在は機械的にされているんでしょうか。

はい。

そうすると手で書いて保存する紙のものはないということでしょうか。

はい。

再委託のことをちょっと聞かれてましたけれども、結局平成16年以前に株式会社 [REDACTED] に業務を行わせていましたということのようですが、平成16年に結局また、株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] に再委託されてるんでしょうか。その辺は分からないです。

詳しいことは分からないですけど、もし、それが残ってるならそのとおりです。

裁判官（芥川）

[REDACTED] さんは [REDACTED] における住基ネットの主任操作者ということだったと思うんですが、[REDACTED] さん以外に操作者は何人おられますか。

僕と同格の者はもう1人いてます。

操作権限を持っているのはそのお2人ということになりますか。

管理運用の操作権限を持っている者は2人です。

原告代理人（秋田）

乙第5号証、乙第16号証を示す

乙第5号証、技術的基準、乙第16号証の3枚目から後の「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続する既設ネットワークに関する調査票に関する点検状況」というレポート、それに添付されている各個別の調査項目なんですが、その内容については [REDACTED] のご担当者として当時から熟知されていたということで間違いないですね。

熟知というのが、どういう意味合いが分かりませんけど、まあそれ示されたら、それをつぶさに点検して行くということです。当然、これ総務省あるいはラスデックのほうからは住基ネットのセキュリティは非常に大切だということで、この基準あるいは調査項目についてはしっかりと守るようにということの指示も受けておられたとい

うことで間違いないですね。

はい

裁判長

先ほど原告代理人から、ウイルスの関係でパッチとか、パターンファイルについて作成後、実際に■■■までその情報が来るのにタイムラグがあると、そういう話がありましたよね。その際にタイムラグがあっても大丈夫なんだという趣旨の発言を途中でされかけたと思うんですけれども、これちょっと続けてお願ひできますか。

人々、住基ネットは、奥に、ネットワークが別に構成されてまして、むき出しに外敵からの危険にさらされているということには原則的に置かないようになってるんです。それで、インターネットと接続してるようなところについては外からウイルスがやって来るんですけども、逆に奥にあるものは、その外側に向いてるところは常にまめに、日々できるだけ早く更新してるというシステムになってるんですけど、住基ネットは動作確認の都合上すぐに掛けることはできないんですけども、その外敵に対してもむき出しにあるシステムじゃないんで、その少々のタイムラグは認めていいものかなあと。要するにシステムをどの辺に構築して、どういうふうにセキュリティを掛けて行くかというの、ちょっと難しいんですけど、バランスを取っていかないといけないんです。だからネットワーク全体の中でのバランス、■■■でしたら■■■のネットワークの中で、どの位置にあるから、この辺は後でもオッケーだとか。常にそういうものが来たら全部に掛けないといけないんじゃなくて、むき出しのところは速やかに掛けて行かないといけないけど、中のほうはそのタイムラグというのは当然起こってくるんで、守るような仕組で構築されています。だから決して住基ネットがむき出しなんで、毎回せっせ、せっせと掛けていかないといけないということはないと思いますし、それはいろんなセキュリティの先生方が書いてる文でも当然そうなんです。だから一般的にすぐに掛けないといけないんはもうむき出しのところ、インターネットに接続してるところはそうしないといけないです。だから家庭のパソコンなんかはインターネットにつながってたら、

それをまめに掛けとかないとやっぱしやられてしまう、危険性が高くなります。

甲36号証の5の謝罪文ていうのを覚えておられますか。

はい。

この謝罪文が出された経緯ていうのは証人はご存じありますか。

うつすらとは聞いてるんですけども、直接その契約にかかわってなかつたんで、その詳しい何とかっていうのはないです。私はどっちかいうと運用管理担当でそこの部署に入ったんで、どっちかいうとそちらの。

原告代理人（秋田）

乙第16号証の5頁目を示す

これ見ながら、住民基本台帳ネットワークシステム個人情報保護の取組というシステムの構成部ですね、先ほども見ていただいたんですけども、今、裁判所のほうから、例えば、マイクロソフトのセキュリティホールの緊急対応、パッチですね、タイムラグが生じることについてご質問があったんですけども、昨日も緊急警報という、たくさん出てましたけれども、今、パッチの問題として、■■■さんきちんと対応されているんで■■■の問題のセキュリティは大丈夫だと確信されてると思うんだけど、その根拠としてね、今インターネットとの接続の部分を非常に重視されてお話し頂いたと思うんです。で、ただ、中の話ですね、つまり■■■に置いてあるCSサーバ、あるいはCS端末、それからファイヤウォールを介して都道府県CSサーバ、それからラスデックのCSサーバが、これは電子回線と、それから基本ソフトはウインドウズでつながってるわけですね。その設定として、そのウインドウズの上で内部での不正をチェックしましょうということでプログラムが組まれていると思うんですけども、仮にウインドウズの表、OSに非常に重大な欠陥があって、その内部の、不正使用のことを、まあ■■■はないと思いますけども、どこかで内部の方が不正使用をした場合のことを考えると、常にタイムラグが生じると。ウインドウズのセキュリティ、重大なセキュリティホールがあるということは、これは危惧せざるを得ないのでないですか。

ごめんなさい。ちょっと分かりにくかったんですけど。

今ね、ウインドウズのセキュリティホールのパッチ処理をするのに一

定の期間が開いても、そんなに心配がないんですよというご説明をし
ていただいたんですが、それはインターネットの接続との関係で、つ
まり外部ですね、とのネットワークとの接続の関係ではおっしゃられ
たとおりだと思います。ただ、一方で住基ネットは内部、この先ほどの構成図でいうと、一番左端の既存住基システム、専用ファイアウォールを介したうえでのCS、ここから中ですね、その右側のラスデックが指定した監視のファイアウォールを通して専用回線でつながって行くわけですね。その各CSコンピューターのプログラムのOSは皆
ウインドウズなので、その内部での不正処理とか、内部での不正アクセスとかいうことも当然監視をしないといけない。そのときには、でもその基本のOSのウインドウズに重大なセキュリティホールがあると、それはそれでやはり危惧、問題が生じる可能性があるということになりませんか。これはもう理屈の話ですけど。

それは内部から、だれかがそのウイルスを持ち込んで、なんらか接続して中から広めるという意味合いのことですか。

そう。内部というのはほかの自治体もあるでしょうし、都道府県の操作者もあるでしょうし、ラスデックの操作者もあるでしょうし。

一般的に内部の人間とすれば、私と管理運用担当、■■■に例えて言えば、私ともう1人がそれをやる力はあるていうか、してしまうていうか、できますというとおかしいですが。私はだから、内部犯行でしかないです。

■■■さんはありえないです。証人のここに来られるような方はありえないけれども、全国、今3000切りましたけれども、自治体の担当者の方、これ操作できる方、何万もいらっしゃいますよね。それから都道府県でも何百人、1000人いらっしゃるかなあ。無数の操作者の方がいらっしゃって、そのウインドウズの重大なセキュリティホールの間隙を突くということも理論上は可能ですねという。

理論上ですね、まあ首をかけてというか、自分の生活生命をかけてまで悪さ、なんかの恨みがあつてするっていう以外は。理論上はできます。理論上は内部からでしたら可能です。それも管理権限ちゃんと持ってる人に限られますけど。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（安西）

今の点についてですけれども、内部の方の不正操作については罰則が定められていますね。

はい。

各市町村との内部でも何らかの処分がなされるんでしょうね。

はい。

あなたは今、原告代理人が指定したような不正操作というのではなくともあなたご自身は絶対にしませんね。

はい。

裁判官（芥川）

先ほどの主尋問で、CSのほうにパスワード設定をされているということでしたが、これは定期的にパスワードを変更したりとか、そういうことはされてるんですか。

定期的にというか、必要があると認めたときですけどね。だから、何月何日から、何月何日になったら必ずそれをやらなければいけないというんじゃないなくて、ある程度パスワードが人の手に渡りますよね、いろんなことをした、それで多くなってきたら変えて行かないといけない。だから、何の作業も発生しなくて、パスワードを知ってる人間が私ともう1人だけですうつていてるなら、そんなに変える必要は少なくなるという、だから定期的というのか、どうかなんですか。

実際に■■■さんがこの住基ネットの管理にかかわられてからは変更されたことはありますか。

したところもありますし、していないところもあります。

CS端末の本体については、どうですか。

CS端末については、アプリというか、本当に住基ネットの中の作業があるだけなので、操作者についてはその都度セキュリティ上げるようにということなんですよ。特に定期的というのは、先ほどと同様ないです。ただ、必要としてやっていかないといけないなという状況になったときはやっていってます。

以上